欧州の産業財産権戦略

An Industrial Property Rights Strategy for Europe

欧州委員会*

2008 年 7 月 16 日,欧州委員会は,「欧州の産業財産権戦略」と題するコミュニケーションを採択したことを公表した。欧州委員会は知的財産権に関するパッケージ文書を採択しているが,本コミュニケーションはその一部をなすものであり,産業財産権をその検討対象としている。著作権に関しては,別途,グリーン・ペーパーが採択・公表されている。したがって,本コミュニケーションは,関連する範囲で海賊版等の著作権関連の言及等も含んでいるものの,あくまで産業財産権に焦点をあて,21 世紀において,欧州レベルで高品質な産業財産権制度を維持し,発展させていくために,現在の課題及び今後とるべき施策を整理・検討している。そのカバーする範囲は,共同体特許,中小企業支援,模倣品対策,開発途上国の問題など多岐に渡り,それらについての具体的な行動が列挙されているため,今後のEUの国際交渉等における重点項目を探る上で,有益な資料となる。

なお,本コミュニケーションの全文については,欧州委員会の HP (http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/rights/index_en.htm) にて参照可能である。

1. イントロダクション

知的財産法は、無体財産に係る保護を確立する。 例えば、製造品が販売される場合、当該製品それ 自体はその後、購入者により所有される。しかし、 知的財産権により、当該製品の創作者又は発明者 は、関連する無形的要素を所有し続けることがで きる。これらの無形的要素には、当該製品の背後 にある思想又は発明や、当該製品を他と識別する ための名称や標識が含まれる。伝統的には、知的 財産は二つの主なカテゴリー、すなわち産業財産 権と著作権に分類することができる。本コミュニ ケーションは、**産業財産権**¹を対象としている。

特許及び商標は、最もよく知られている産業財産権である。特許は、発明に係る技術情報の開示の代償として、発明者に対して限られた期間与えられる排他的権利である。これに対し、商品及び役務の出所を示す標識である商標に関連した権利は、取引で使用され続ける限り、期間的な制限は無い。しかし、これらの両方の権利は、維持費の

支払いによってのみ効力を維持することができる。 産業財産権は多様であり、工業デザイン、地理的 表示及び植物品種権等のあまり知られていない権 利も含んでいる。しかしながら、これらの権利す べてに共通することは、これらの権利の保有者は、 革新的な製品や方法の背後にある思想であれ、需 要者への出所の表示であれ、潜在的な商業的価値 のある無体資産の不正使用を防ぐことができると いうことである。

欧州は、イノベーションを保護し、グローバルな知識基盤経済において競争力を維持するために、強い産業財産権を必要としている。EUでは、登録された産業財産権の大部分について、共同体レベルの保護が存在する。しかし、共同体特許に係る合意は保留されているため、事業者は特許に関し、これが実現されない。このギャップを埋め、欧州で特許制度に関する議論を再燃させ、かつ共同体

^{* (}独) 工業所有権情報·研修館 特許研究室 特許研究調 查員 田上 麻衣子 (訳)

及び欧州の特許裁判管轄の改善に関して前進する 道筋をつけるために、本委員会は、2007年4月に コミュニケーション 2 を公表した。本委員会は、こ の問題に係る進展は重大であると考え、これらの 提案の中で優先問題として合意を求めるその意図 を再確認するものである。

昨年のコミュニケーションは, 特許に係る未解 決の共同体の立法の問題の進展に対する推進力を 提供した。特許に係る解決策を見出そうとする気 運が高まっている現在,本コミュニケーションは、 産業財産権の広い範囲にわたる,水平的かつ統合 された戦略を開発することを目指している。本コ ミュニケーションは、正式な産業財産権、及びオ ープンソース・ソフトウェアやトレード・シーク レットのような代替的ビジネス・モデルの相対的 な利点について議論するものではなく、産業財産 権それ自体に焦点をあてる。本委員会は、欧州が 今後数年間に直面するだろう課題に対応する最適 な方法でシステムを機能させるためのアクション を提案するために, 既存のイニシアティブを分析 する。

2. 課題

「成長及び雇用のための新リスボン戦略に関す る戦略報告書³」において, 本委員会は, 2008-2010 期における対象活動に係る四つの優先分野の一つ として,知識とイノベーションへの投資を識別し た。知的財産の保護は、イノベーション、活発な 研究開発投資及び研究室から市場への知識の移転 に関する重要な枠組み条件である。知的財産権の ための明確な制度は、単一市場にとって、また「第 五の自由」すなわち知識の自由移動を実現する際 の必須条件である。これはまた, 気候変動, 高齢 化する世界人口及び起こりうるエネルギー危機と いった重要性を増す地球規模の問題に対応可能な

解決策を見つけるためのより広い施策の一部とし ても寄与するかもしれない。

2.1. 産業財産権の経済的及び社会的利点

有体であるか否かにかかわらず、財産は市場経 済の運用において非常に重要である。特許権、意 匠権及び植物品種権等の産業財産権は、期間の限 られた排他的権利を付与することにより、新たな 発明やその他のイノベーションを生み出すための インセンティブを与える。そのような産業財産権 は、ベンチャー・キャピタルをひきつけるのを支 援し、生産について在職者へのライセンスを可能 にすることにより, 市場への新規参入を促進する。 商標権は、需要者が企業の商品及び役務を識別す ることを可能にするため,正常な競争システムに とって不可欠である。 商標は、 非常に効果的なコ ミュニケーション手段を提供する。一方で、商標 は事業家の能力及び企業のイメージを創出・代表 するシンボルとして機能するとともに、情報及び 広告の媒体として機能する。模倣品と競争するこ となく, 生産者は自らの市場占有率を増加させ, 利ざやを増やし、顧客忠誠度を育成することがで

特許権の利点もまた,知識の普及により,権利 者を越えて拡がる。 競業会社は、 競業者の特許に より市場占有率を失う可能性がある一方で、リバ ース・エンジニアリングを行なう必要性が減り, 公表された発明について、新たな技術的な機会か ら利益を得る。これにより、長期的には、市場独 占の期間の高値という初期効果について,長期間 バランスを保つイノベーションの好循環を形成す ることができる。したがって、権利の濫用を防ぐ ために競争規則が厳格に適用されれば、産業財産 権は競争に対し、正の効果を有することになる。

産業財産権の競争促進効果の一例として、取引

コストを削減し、累積的な特許使用料に上限を設ける特許に係る技術プール⁴の形成がある。プールの創設により、プールによってカバーされた技術のワンストップ・ライセンス(一括許諾)が可能となる。ライセンシーがライセンスされた技術の応用に関して進行中のサービスを受ける場合、共同ライセンス及びサービスは、更なる経費削減に結びつく場合がある。

これらの利点にもかかわらず、産業財産権はそれ自体が目的ではない。政策において、産業財産権が今後も経済的及び社会的利点を生み続けるために、排他権と新しい製品及び方法の普及との間の兼ね合いを考慮する必要がある。

2.2. 変わるイノベーション環境

グローバルな知識基盤経済では, 競争上の優位 の操縦者としてのイノベーションの重要性は増加 している。EUのビジネスは、もはや自らの競争力 を維持するために、価格に依存することはできな い。この環境下において、中小企業 (SMEs) 及び 大学を含む公的研究機関 (PROs) は、ますます重 要になる産業財産権のライセンスについて、常に 増加する役割を果たしている。本委員会は、欧州 小企業法 (Small Business Act for Europe) における 新しい措置を提案することにより,2008-2010 期 のリスボン・サイクルにおいては、SMEs により 重点を置いた⁵。さらに,欧州の競争力強化のため の PROs と民間部門との間の知識移転の重要性に ついては、加盟国に対する委員会勧告によって、 最近, 再確認された。これは, 知的財産の管理に 関する PROs のための行動要領(Code of Practice) を含むものであり6,欧州知識移転体制の創設を呼 びかけるものである 7 。この勧告は、より公平な条 件を創出し、かつ国境を越えた知識移転の促進を 支援するだろう。また、特許侵害に対する研究免 責に係る統一された定義及び適用によっても改善されるかもしれない⁸。さらに、ライセンス活動又はスピン・オフの生成等を通じて、多くの PROsがより企業家的になりつつあるため、それらのニーズは徐々に SMEs と共通してきている。したがって、本コミュニケーションで概説された SMEsのための措置の多くは、研究機関にとっても有益になり得る。

知的資産の管理の本質的な部分として, 産業財 産権は会社の全般的な経営戦略において、ますま す重要となる役割を果たしている。近年では、特 許、商標及び他の登録された権利に対する需要が 劇的に増大した。しかしながら、トレード・シー クレットのような情報を保護する他の方法は、競 業者に対するリードタイムの優位の点から、依然 として重要である。さらに、ICT 分野では、オー プンソース・ソフトウェア・ビジネス・モデルが 現在、プロプライエタリ・モデルと共存している。 欧州の会社役員に対する昨年の調査9では、35% が、「調査時点で知的財産権の使用が自らのビジ ネス・モデルにとって、非常に重要である又は不 可欠である」と答えており、その後の二年につい ては、53%がそうなるだろうと回答している。し かしながら, 価値創造において増加している知的 資産の重要性は、企業報告におけるこれらの資産 の標準化された処理の欠如と対照をなしており, 事業者の金融へのアクセスを阻害するおそれがあ る。このことは、無形資産報告制度における今後 の国際的な発展によって改善されるかもしれない。

2.3. 欧州の産業財産権戦略

産業財産権に関する国際的に合意された原則は、 19 世紀にさかのぼる 10 。20 世紀末には、最低基準 が TRIPs 協定に盛り込まれた 11 。21 世紀において は、産業財産権に係る戦略により、グローバルな

知識基盤経済の課題に欧州が応答することを確保する必要がある。知的財産制度は、イノベーションのための触媒として働き、全面的にリスボン戦略に寄与し続けるべきである。本委員会は、これを達成するための基準として、以下を挙げる。そのようなシステムは、厳しい審査基準を特徴とする高品質で、質及び法的安定性とコストのつりあいを備えた手頃なもので、法及び統一された裁判所手続に係る共通解釈との整合性、価値ある知的創造への報奨と思想及びイノベーションの容易な循環の確保の間のバランスを備えているべきである12。

規制枠組みは、EU レベルでは多くの産業財産

権について既に存在するが、特許の分野では、状 況は全く異なっている。実現性,整合性及び発明 者への報奨及び思想循環の間のバランスは, 共同 体特許及び EU 全域にわたる特許裁判管轄の採択 によって、大幅に改善されることは明らかである。 本コミュニケーションは,欧州が経済のグロー バル化の課題に取り組むに際し、その可能性から 利益を得ることを可能にするために、高品質な産 業財産権制度のためのアクションを概説する。こ の戦略は、欧州の特許制度に係るコミュニケーシ ョン13を補足するが、水平的なやり方で産業財産 権に言及しており、その範囲はより広くなってい る。質の高い権利は、SMEs を含むビジネスの支 援、知識移転の促進、模倣品及び海賊版に対する 効果的なエンフォースメントといった,制度のす べての側面において、必須条件である。高品質な 制度によってのみ, 欧州は世界経済における新た な機会から利益を得て、その責務を果たすことが

この統合戦略の要素は相互依存であり、相互に 補強しあうものであるが、網羅的なものではない。 共同体は重要な政策の局面で権限を有しており、 したがって、本委員会は、前進を支援するための 特別の責任を有している。しかしながら、成功の ための責任は、共有された一つのものである。よ って、リスボン・アジェンダの文脈では、加盟国 は、自らの戦略を策定する際、とりわけより良い 規則に沿った単純化のための可能性について取り 組む場合に、本戦略を考慮することが奨励される。 同時に、発明者、大学、事業者及びエンド・ユー ザ等の他の利害関係者は、重大な役割を果たし、 産業財産権の管理における情報に基づく選択を行 う必要がある。

3. 産業財産権の質

産業財産権に係る高品質な制度は、イノベーションと新しい技術及び知識の普及を奨励するという一般に容認された目的を達成すべきである。これは、それらの経済的影響を考慮する個々の技術的及び法的な審査にとどまらない。法的要件を満たした発明に対してのみ報奨を付与する質の高い権利は、事業者及び社会にとってのこれらの権利に関する情報へのユーザ・フレンドリーなアクセスとともに、良く機能する制度において不可欠である。

3.1. 特許

欧州の特許の質は、一般に高いと認識されている。しかしながら、利害関係者は欧州における特許の質の維持・改善に関心を有しており、他のいくつかの特許庁の問題点を回避する¹⁴。この関心については、欧州議会でも共有されている¹⁵。例えば、多くの重複する特許権が、「特許の藪(patent thickets)」に既に存在する新技術の商品化に対する追加的な障壁を生み出すおそれがある¹⁶。低品質特許もまた、米国司法制度の中で発生した「パテント・トロール (patent trolls)¹⁷」に関する問題に

できるのである。

寄与する可能性がある。

欧州も、特許出願数の継続的な増加という世界 的な傾向の例外ではない。2006年には、欧州特許 庁(EPO)への一年間の特許出願数が、初めて20 万件を超え, 5.6%の成長を示した 18 。 クレーム数 及び出願のページ数の両方が過去20年にわたって 倍増したことにより、EPO への出願はより多量に なっている¹⁹。世界的に特許出願の数及び複雑さ が増していることにより、継続中の出願の未処理 分の増加という結果が生じ20,未使用特許等の他 の要因によって引き起こされる市場不確実性を増 加させている。さらに、先行技術21の大部分は中 国語や韓国語等の非欧州言語で公表される。新し い技術分野の出願に加えて、これらの傾向が、特 許庁にとって特別の課題となる。会社及び革新者 のために, 特許情報へのアクセスを改善する必要 性もある。

真に発明的な貢献がなされる場合にのみ特許が 付与されるということは極めて重大である。低品 質特許の付与には、経済的及び法的な不確実性を もたらすという負の効果がある。EPOは、将来の 仕事に関し、「基準の向上」を戦略として掲げてお り,欧州の特許庁は,例えば,質の高い権利を維 持し、かつソフトウェアやビジネス方法等の特許 性の無い分野における特許付与を回避するための 作業を相互に活用することなどにより、協同して 業務を遂行すべきである。審査官は、専門家とし て成長し続けることにより、自らの分野における 最新の動向に通じている必要もある。 さらに、特 許庁の役割には、それらの実施を考えた場合に適 切に考慮されるべき出願を拒絶することも含まれ ている。加えて、利害関係者は、特許庁が進歩性 の無いあまりにも多くの出願を受け付けるのを防 ぐために, 重要な役割を担っている。専門家同士 による特許のピア・レビュー体制や出願の基準を

改善するためのベスト・プラクティス・コード等のイニシアティブは、増加する要望を背景とした特許の質の改善のための有望な方策である。

いくつかの EU 加盟国に存在する実用新案は, 技術的発明に対し,保有者に排他権を与えるとい う点では特許に類似している。しかし,保護期間 は特許よりも短い。実用新案によって保護される 発明は,新規のものでなければならないが,要求 される発明のレベルは,一般的に特許よりも低い。 進歩性に係る評価なく加盟国で付与される実用新 案及び各国特許は,保護への近道である。しかし ながら,それらは審査された特許よりも質が低い と考えられ,法的な不確実性を増加させることに なる。

本委員会は,

- ・質の低い権利のリスクを分析し、欧州におけるそれらの存在を回避する方策を探るため、特許の質に関する包括的な研究を実施する。
- ・未使用特許の原因究明及び改善策の提案を 含め、未使用特許に関する潜在的な問題の 範囲に関する研究を行う。

進歩性について審査しない実用新案制度と特 許制度を有する加盟国に対し、これらの権利が イノベーションに及ぼす貢献について評価す るよう求める。

3.2. 商標

欧州は強力なブランドに依存している²²。このことから、不適切なライセンス、不使用若しくは不正使用又は侵害に対し、有効な強い商標保護が必要となる。

商標の審査を含む登録手続は、特に、得られる 登録が有効性の推定を与え、需要者の期待に応え

ることを確保するために, 高い品質水準を満たさ なければならない。それらは、透明性があり、信 頼でき、整合的であり、事業者にとって手頃でな ければならない。EU では、欧州共同体商標意匠 庁(OHIM)が顧客満足度調査を実施した。2007年 の調査結果によると、不満の数は減り、不満があ ってもより効率的に改善されているとして, 代理 人及び権利保有者の全般的な満足度は向上してい る。しかしながら、審決、特に適時性については、 改善の余地がある。さらに、e・ビジネス・ツール の利用拡大にもにもかかわらず、速度及び信頼性 については、より改善が可能であろう。OHIM は 品質管理システム(Quality Management System) を開発し、また顧客の期待に応える目的を設定す るサービス憲章 (Service Charter) を開始しており、 十分に自立した「電子機関 (e-organisation)」にな る意欲を示している²³。

共同体における商標登録は、各国の権利と共同 体商標が 10 年以上の間共存しながら、15 年間以 上をかけて加盟国の間で調和された。商標制度は 明確な成功を示しているが、今こそ、総括的評価 の時を迎えている。

本委員会は, 共同体及び各国の商標制度の包括 的な機能評価を実施する。この研究は、EUの 商標制度が利害関係者へ与える影響について 分析し,共同体商標制度の今後の評価と OHIM と各国商標庁との連携強化のための基礎とな るものである。

3.3. その他の産業財産権

商標以外に,産業財産権のためのその他の制度が 共同体レベルで存在している。共同体意匠制度24 は2003年に始まり、現在では、「工業意匠の国際 登録に関するハーグ協定(Hague Agreement on the

international registration of designs)」のジュネーブ 議定書に 2008 年に EC が加入したことにより、 第三国における保護ルートを提供している。各国 の意匠法は大部分で意匠指令(Designs Directive)²⁵ との調和が図られてきたが、スペアパーツ に関するアフターマーケットを自由化する提案²⁶ の採択により、単一市場におけるより整合的な制 度を提供するだろう。これらの進行中の進展及び 比較的新しい共同体意匠制度により、本委員会は、 目下のところ、意匠制度の評価を考えていない。

古くからある共同体の保護制度には、地理的表 示(GIs)及び共同体植物品種(CPV)権が含まれ る。EC は、原産地呼称保護 (PDO) 及びスピリ ッツにも適用される地理的表示保護(PGI)によ り, ワイン, 農産物及び食料品に係る GI 登録制 度を提供している²⁷。これらの制度により、需要 者は、その独自性及び名声が原産地域に起因する 真正品を購入していることを保証される。GI 保護 制度には, 商標保護とは異なる機能及び目的があ る。しかし、いずれの制度も誤用や模倣から商品 名を保護することに寄与する。 本委員会は, 1992 年以来、農産物に関する制度の全体的な適用に係 る事後的評価を実施している。 商標との関係は、 本研究の一部をなす。また、2008年には農産物の 品質ポリシーに係るグリーン・ペーパーの公表も 予定されているが、同ペーパーでは、GI 制度の将 来の発展を含む製品基準、生産要件及び品質体制 について, 利害関係者と協議することを意図して いる。さらに、非農産物のための GI 保護を促進 する方策がもう一つの問題であり、本委員会は欧 州及び第三国の生産者に利益をもたらすように検 討を行っている。

CPV システムについては、CPV 保護を与える共 同体植物品種庁が、その役割及び活動に係る評価 を任されている。CPV 権を所管する共同体法の全 般的評価についても、CPV 制度とも関連すると考えられる種子及び植物繁殖材料の売買に係るアキ(acquis)に関する現行の評価の後で考慮されるだろう。

本委員会は,

- ・GIs を含む農産物品質ポリシーに関し, 2008 年にグリーン・ペーパーを公表する。
- ・非農産物への地理的表示保護の実現可能性 について、パブリック・コンサルテーショ ン等を通じて、評価を行う。

3.4. 産業財産権と競争

イノベーションの促進と経済成長の推進は,産 業財産権法と競争法の共通のゴールである。産業 財産権の強い保護には,競争規則の厳格な適用が 伴うべきである。

産業財産権の存在及び行使は、それ自体が競争法と抵触するものではない。例外的な状況、特に会社が支配的で、その行為が関連する市場での競争の排除に結びつくかもしれない状況下においてのみ、権利の「行使」が EC 競争規則の侵害を構成する可能性がある。欧州第一審裁判所(Court of First Instance)は、ライセンス拒絶が権利濫用にあたるおそれがある場合、すなわち拒絶された情報が流通市場における競争にとって不可欠である場合、流通市場における競争が排除されるおそれがある場合、需要者の需要がある新商品の市場への参入が阻害される場合のような状況について、例外的な状況に該当すると判断した²⁸。

産業財産権と競争法の間において重要になりつつあることは、標準策定である。一般に、標準策定は、イノベーションと経済発展に対して正の寄与を行う。しかしながら、競争の潜在的なひずみを回避するために、標準策定は開かれた、かつ透

明性のあるやり方で実行されるべきである²⁹。ひずみの一例は、「特許による待ち伏せ(patent ambush)」であろう。それにより標準にとって不可欠な技術の所有者は、標準策定の過程で自らの特許を故意に秘匿することにより、当該特許技術の「事後」(つまり標準が設定された後)の価値を不当につり上げて搾る。

標準策定機関内の規則は、「事前」に(つまり標準が設定される前に)必須となる特許出願及び/又は付与された特許について開示する義務、公正で、合理的で差別のない条件(FRAND)で当該必須となる特許をライセンスすることを誓約する義務を明記することができる30。いくつかの団体においても、標準にとって必須となり得る技術の所有者は、自らの技術が標準の一部となった場合に課す可能性のある最大ロイヤルティ・レートを宣言するという規則を採択している。本委員会は、欧州の標準機関に対し、これらのポリシーを有効にするよう奨励する。

最大ロイヤルティ・レートの事前開示を要求す る規則は、違法な価格議論のためのごまかしとし て使用されるべきではない。しかしながら、それ ら自体は競争抑止的ではない。実際のところ、適 切な状況においては, それらは技術的利点及び技 術の価格の両方に基づく事前の競争を許容し、強 く競争を促進する可能性がある。そのような筋書 きにおいては、事前の競争によって事後的に不当 に高い価格が課せられることが回避され、結果的 に需要者が利益を得ることになるだろう。これに かかわらず、一般的な競争法の役割は、標準策定 団体の特定の IP ポリシーを結果論で批判するこ とではなく、要素が競争抑止的か否かについての ガイダンスを提供することにある。これらのパラ メーターを基に自らのニーズに適う最良の制度を 選ぶのは,産業界である³¹。

本委員会は,

- ・イノベーションの促進における知的財産権 と標準の相互作用について分析する実態 調査研究に着手する32。
- ・2009年の第一・四半期に、情報通信技 術(ICT)について、標準と当該分野の産 業財産権の関係を含む, ICT の標準化に係 るコンサルテーション文書を採択する。

4. 中小企業のイノベーション支援

全企業の 99%を占める中小企業 (SMEs) は, 欧州で 8,500 万の雇用を生み出している³³。産業財 産権の順調な活用は、SMEs の繁栄に不可欠な影 響力を提供することができる。しかしながら, SMEs は、産業財産権を活用する機会を十分に活 かさないことも多い³⁴。研究によると、彼らは正 式な産業財産権はあまり利用せず、代わりにその 他の保護方法、例えばトレード・シークレットや 先行者利益等に依存している。これが認識又は支 援の欠如によるものである場合、この状態は不適 当であり、迅速な政策的措置の必要性が強調される。

4.1. 産業財産権へのSMEのアクセスの 改善

SMEs は、正式な産業財産権を有していないこ との理由として、しばしばコストの高さを挙げる。 商標や意匠とは異なり、SMEs は各国特許制度と 共同体特許制度のいずれかを選ぶことはできない。 2008 年 5 月 1 日のロンドン協定³⁵ の発効は, SMEs が欧州特許に要する翻訳コストを削減し、単一市 場から利益を得るのを支援するだろう36。しかし、 コスト効率が良くアクセス可能な共同体特許には 多大なる改良の余地がある³⁷。このことは、小企 業法³⁸ に関するコンサルテーションにおいて,

SMEs により再度要求されている。小企業法は、 その 10 の原則のうちの一つとして, EU と加盟国 は、特に、SMEs の特許及び商標へのアクセスを 含め、SMEs が単一市場により提供される機会か らもっと利益を得るよう推進すべきであると述べ ている。

この他にも、先行技術調査や最初の特許出願10 件³⁹ に対する補助金等, SMEs のインセンティブ に係る解決策の提案もなされているが、これらは 産業財産権保護の利用を増加させるだろう。SMEs のためのコストの低減(例:手続費用の低減) 40 , 特定の補助金の提供41,産業財産権のライセンス 収入に係る減税42~のインセンティブ等の更なる 有効性については、検証が必要であろう43。

本委員会は,

- ・欧州レベルにおいて、共同体特許及び EU 全体にわたる特許裁判管轄を含め,有効 で,費用対効果が高く,高品質で法的安定 性のある欧州レベルの特許制度のための 取組を継続する。
- ・SMEs のアクセスを促進するために、将来 の共同体特許に係る料金体系の在り方に ついて探る。

共同体特許の採択が保留である中, 研究開発及 びイノベーションに関する国庫助成に係る共 同体枠組み44内で、加盟国に対し、以下の点を 求める。

- ・産業財産権を支援する規定の利用
- ・特許料の低減、ライセンス活動を促進する 税制上の優遇措置等,この枠組み内で SMEs が権利をより良く利用できる方策の 探求

4.2. 紛争解決手続きへのSMEsのアクセス向上

SMEs が法的行為(特に特許訴訟)を開始する ための資源は、多くの場合、限定されている。手 頃で、効率的で信頼性の高い EU 全体にわたる統 一特許裁判管轄は、明白かつ非常に有効な救済策 になるだろう。

他の改善策として、特許訴訟保険も提案されている。このトピックに関して本委員会が行った直近の研究⁴⁵では、いくつかの制度の実現可能性について評価を行った。その結果、義務的な制度のみが経済的に実行可能であるとの結論を下した。しかし、この結果については、任意の制度の構築に関する最近の研究によって疑問が投げかけられている。したがって、本委員会は、この分野における更なる進展に務めるだろう。

裁判外紛争解決(Alternative Dispute Resolution: ADR) メカニズム、とりわけ調停は、補完的な司法制度であり、迅速で、信頼性が高く、費用対効果が高ければ、SMEs 及び大企業の双方にとって、重要な選択肢となり得る。2008/52/EC 指令⁴⁶は、国境を越えた紛争における調停の枠組みを提供している。それは、調停及び民事訴訟の関係の重要な側面について言及し、調停推進のための有用なツールを提供することで、紛争解決へのアクセスを促進する。本委員会は、更に国内の紛争における高い調停基準の適用を奨励し、調停サービスの質及び整合性の改善を目的とした調停人のための欧州行動規範(European Code of Conduct for Mediators)⁴⁷の活用を支援する。

共同体特許及び統一特許裁判管轄制度に関する作業に関連しては、共同体レベルの特許に関する仲裁及び調停センターを創設することにより、有効性について争われていない事案へ対処できるのではないかということが検討されている。共同体

枠組み外における特許の ADR 制度の補完により、このセンターは、SMEs による特許紛争への近接 及びより良いアクセス可能性を保証することができるだろう。同センターは、紛争解決において当事者を支援することができる調停人及び仲裁人に係る共同体リストを策定するだろう。ADR には強制力はないだろうが、統一特許裁判管轄の裁判官は、当事者とともに、仲裁及び調停センターによる紛争解決の可能性を模索するだろう。

本委員会は,

・EU 全体にわたる特許訴訟制度に関して進行中の作業において,調停及び仲裁を奨励し,促進する方策について探求する。

加盟国に対し、リスボン戦略の観点から、SMEs が自らの産業財産権を行使するために十分な 支援を提供するよう求める。

4.3. 産業財産権管理に係るSMEsに対する 品質支援

欧州には SMEs へ支援を行う公的資金サービスが数多くあるにもかかわらず、良く設計されたプログラムの「島」がいくつか存在しているのを除けば、そのほとんどは十分に遂行されていると評することはできない 48。産業財産権は、そのライフ・サイクルを通して、他の知的資産とともに、会社の事業計画の不可欠な要素として含まれているべきある。産業財産権の管理に関する SME への質支援は、彼らの個々のニーズに適合すべきである。これには、技術的、法的かつビジネス上の専門知識の最高の連結が要求される。ip4innoの「トレーナー訓練」イニシアティブ⁴⁹は、ビジネス諮問コミュニティーへ知識を普及させる知的財産権を専門とするトレーナーを養成する。SME 支援サービスもまた、より良く自らの専門知識を利用

することができる。国内特許庁及び技術/開発機関の共同作業により、技術的/法的、ビジネス上の専門知識を結合し、相乗作用をおこすことができる。IP 基礎プロジェクトの目標は、新しい啓蒙活動及び支援サービスの展開を促進することである。それは、各国特許庁と、企業欧州ネットワーク(Enterprise Europe Network)を含む地方のイノベーション組織との連携に基づいている。

欧州のSMEsは、生き残りと繁栄をかけて、EU外の市場においてますます事業活動を行う必要がある。強固な知的財産権の保護は、SMEsが新規の取引機会を十分に利用するために重要である。本委員会は、第三国における会社支援を強化するだろう。例えば、中国では、エンフォースメントを含む知的財産権に係るビジネス上の助言を与えるために、知的財産権へルプデスクが設置された。このパイロット・アクションは、SMEの将来のニーズを満たすためのこの支援の長期間にわたる継続、拡大、修正の必要性の観点から評価されるだろう。

本委員会は,

・第三国において SMEs に対する最適の知的 財産権の支援サービスの提供を支援する ため、また継続及び拡大に係る可能性を評 価するために、中国における知的財産権へ ルプデスクの評価を行う。

加盟国に対し、SMEs を含むすべてのビジネス 及び研究者に対して、知的資産管理に係る啓蒙 を行うよう求める。

5. 知的財産権のエンフォースメント ー模倣品及び海賊版対策

知的財産による新しいイノベーションの保護に は,有効なエンフォースメント・メカニズムが必 須となる。模倣品及び海賊版は、欧州におけるイノベーション、経済成長及び雇用創出の重要な関係、欧州市民の健康及び安全に対する危険性に関し、深刻なレベルに達している。2005年の模倣品及び海賊版の世界的な国際取引額は、2,000億ドルと見積もられている⁵⁰。模倣品及び海賊版は、絶対値で、また国際貿易と連動したグローバルGDPの動きに比例して、増大していると考えられている大規模な現象である。したがって、欧州の会社及びそれらのイノベーションへの投資を保護するために、EU内及び第三国の両方において、強化された行動を求める強いニーズが存在している。

5.1. 共同体立法による有効なエンフォー スメント

単一市場内では、エンフォースメント指令⁵¹が、 模倣品及び海賊版との戦いに対する EU の貢献の 基礎となる。この正確な移行及び実際の適用が、 ゴールを達成するのに必要となる。本委員会は、 2009 年 4 月 29 日までに要請された、加盟国から の履行報告書の調整を支援している。

刑法上の措置もまた,適切な事案においては, 知的財産権の行使の手段となる。刑事手続と罰則 の実行に関する違いにより,権利者に与えられる 保護のレベルに違いが生じる。本委員会は引き続 き,加盟国が有効な刑法上の措置を講ずる必要が あると考える。

裁判所が知的財産権が侵害されたと判断した場合に、当該判決又は命令の執行が権利者にとって著しく困難なものであるべきではない。本委員会は、ブリュッセル I 規則⁵² のレビューの一部として、国境を越えたエンフォースメントの単純化の方策について検討している。想定される要素の一つは、他の加盟国の判決の執行のための前提条件としての、承認要件⁵³ の撤廃である。

本委員会は,

- ・エンフォースメント指令(2004/48/EC)の 完全な移行及び効果的な適用を確保する。
- ・ブリュッセル I 規則のレビューにおいて, 国境を越えた判決の執行の改善策につい て検討する。

5.2. 国境イニシアティブ

共同体の境界では、知的財産権を侵害した疑い のある商品は、関税規則54により押収することが できる。これを有効に機能させるために, 知的財 産権の権利者は、税関と全面的に協力し、税関が 被疑者の出荷をうまく標的にできるように情報交 換を行う必要がある。そのような協力は、2005年 10月に本委員会によって採択55され、理事会によ り承認された模倣品及び海賊版との戦いに関する 税関の対策に係るアクション・プランの柱のうち の一つである。本委員会は、間もなくその履行結 果を示し、続いて最初のプランの成功に基づく新 たな税関アクション・プランを開始するつもりで ある。安全性及び保安のためのコントロールの向 上を目的として行われた最近の関税法の改正は, ハイリスクの取引に関する情報の迅速な伝播のた めの新しいツールを提供する。これらのツールは, 十分に活用されるべきである。

模倣品及び海賊版を含め、税関によって扱われた事案の数は、2007年には15%以上増加し、4万3,000件を超えた⁵⁶。税関におけるエンフォースメントは著しい成果を収めたが、解決のごく一部に過ぎない。知的財産権侵害物品の拡散、ひいてはその製造を防止する措置を伴うことが重要である。さらに、製造国の税関との一層の連携が不可欠であることが認識されている。この目的のために、模倣品及び海賊版に対する税関の共同行動が、中

国の当局とともに立案されている。この計画は, 2008 年に完成する。

同時に、抜け穴のない完全な地理的保護を提供する単一の共同体特許タイトルは、欧州の会社の特許製品の模倣品及び海賊版に対する戦いを、より効果的なものにするだろう。これは、欧州の単一市場への模倣品の流入を防ぎ、かついかなる流通経路を経ようとも、EU のすべての外部境界の税関当局による差し押え及び市場からの排除の促進を支援するだろう。

本委員会は,

- ・模倣品のハイリスク取引を標的とするため に、権利者と税関の情報共有ツールの十分 な活用の確保を探求する。
- ・模倣品及び海賊版に対する税関の対応に係る新しいアクション・プランを策定する。
- ・2008年中に中国の税関当局と、模倣品及び 海賊版に対する共同アクション・プランを 策定する。

5.3. 補完的な非法的措置

効果的なエンフォースメントには、本委員会と加盟国の間、加盟国内の各国内当局の間、公的部門と民間部門との間におけるネットワーク強化が必要となる。模倣品及び海賊版の被害に係る認識もまた、改善が必要である。需要者は、模倣品から安い衣類及び贅沢品を連想することが多いが、医薬品、パーソナル・ケア製品、電子部品及び自動車部品の偽物による健康と安全のリスクについては無知である。さらに、模倣品と、脱税、マネー・ローンダリング、麻薬カルテル、準軍事的な関与、組織された犯罪ギャング団及び児童労働とが関連していることへの認識は低い。コンテンツの利用可能性のための著作権の重要性に関する教

育と啓蒙という考えは、海賊版と闘うための一ツールとして広く支持されている⁵⁷。知的財産権侵害に対する公的な「ゼロ・トレランス」アプローチは、SMEs を含む権利者のエンフォースメント改善の助けとなるだろう⁵⁸。

情報ネットワークを改善するために、本委員会は加盟国と協力し、違法活動に関する情報の収集及び文書化の有効性の向上に関する研究を実施する。加盟国内では、関税当局、警察、取引基準官(trading standards officers)、検察官、知的財産オフィス及び裁判所を含む主要な関係者の連携は、ベスト・プラクティスの共有により強化可能である。加盟国間では、情報の迅速な交換を促進するために、国境を越えた行政協力の効果的なネットワークを構築することができるかもしれない。これは、模倣品に関する情報を普及するために利用可能な域内市場情報制度59のような、既存の制度に基づき構築することができるだろう。

公的部門と民間部門の間のより大きな協力もまた,エンフォースメントを向上させる場合がある。本委員会は、個人のデータの保護の必要性とファイル共有ウェブサイトが創造産業に与える影響のバランスをとりつつ、著作権で保護されたマテリアルの大規模な違法ダウンロードの厳重な取り締まりのために、EUレベルにおける産業間取引の仲介の範囲について探求するつもりである。インターネットにおける模倣品の販売の排除へ向けたーステップとして、EUレベルにおける権利者の合意の形成もまた実現可能だろう。

本委員会は,

・欧州レベル及び加盟国の双方において,模 做品及び海賊版に対する公衆の認識向上 のための,一層の啓蒙活動の貢献の可能性 について考慮する。

- ・より良く照準を絞ったエンフォースメント・アクションの基礎として包括的な文書 化を実施するために、情報収集方法の改善 策について研究する。
- ・各国レベルにおける行動効率を高めるため に、各加盟国において模倣品及び海賊版と の戦いに関わるすべての当事者の間の協力向上に努める。
- ・欧州全域にわたる行動を可能とする加盟国間の行政協力のための有効なネットワークを構築するための解決策を検討する。
- ・知的財産侵害に対する戦いに関し、公的/ 民間部門の合意を促進するために行動す る。
- ・海賊版に関連したインターネット上の取引 及び模倣品の販売を減少させるために, EU レベルにおける産業間の合意の仲介を 追求する。

加盟国に対し、リスボン戦略の範囲内において、知的財産の侵害への対応において、権利者とともに建設的に取り組むために、十分な情報及び資源をエンフォースメント当局が確実に利用できるよう求める。

6. 国際面

6.1. 商標法改正

2006 年の商標法に関する WIPO シンガポール条 約60 は、1994 年の商標法条約を基礎とするものであり、行政上の商標登録手続の調和のために、現代的でダイナミックな国際的な枠組みを構築することを目的としている。この条約は、通信技術において新たな進展をみせ、時間制限に係る救済措置を設け、従来はなかった可視商標及び音声や味覚等の非可視商標を明示的に対象としている。さ

らに、開発途上国が当該条約の規定の利益を十分に享受できるように、これらの国に技術的支援を提供するための特別措置も置かれている。欧州の産業は、EUの加盟国及びECによる批准又は加入によってのみ、本条約の成功した合意から利益を得ることができる。

本委員会は、商標法に関するシンガポール条約 への EC の加入に係る基礎を整えるとともに、 加盟国に対し、本条約の批准を求める。

6.2. 特許改革アジェンダ

特許法の調和により、欧州の会社は EU 外で自 らの発明を特許化することがより容易になるだろ う。1970年以降,特許協力条約 (PCT)⁶¹は,単一 の国際出願による世界的な特許保護のルートを提 供してきた。方式に関する法律は、2000年の特許 法条約によって大部分が調和されたが、実体特許 法条約 (SPLT)⁶² の合意形成における進展は無き に等しい。 開発途上国は、特許制度が途上国の利 益を十分に考慮すべきであるという懸念を提起し ている。しかし、特許制度における主要な違いは、 先進国の間にも根強く残っている。最初に特許出 願を行った者に権利が付与される欧州とは異なり, 米国では、特許に係る権利は、最初に発明を実現 した個人に付与される。その他の違いとして、米 国において先行する出願の開示が後の特許出願に 影響を与えないグレース・ピリオドがあることや、 出願日又は優先日から 18 か月は米国に継続中の すべての出願を公開する義務が無いことも挙げら れる。本委員会は、大西洋横断経済審議会 (Transatlantic Economic Council) において, 国際的 な特許法の調和の中で前進のための途を構築する ために、EUの加盟国と協力するつもりである。

実体的な特許法の調和は、特許手続を簡素化し、

特許庁間のより一層のワーク・シェアリング活動 を促進し、最終的には、各特許庁間で付与された 特許の相互承認へと繋がるかもしれない。欧州は、 特許性に係る高品質水準が多国間の枠組みの一部 でもあることを確保する責任を有している。

本委員会は、実体特許法条約の交渉、及び大西 洋横断経済審議会において、国際的な特許法の 調和に向けて、EU加盟国と協力する。

6.3. 第三国における知的財産権のエンフ オースメント

EUのビジネスにとって重要な競争資産として, 第三国における知的財産権の不正使用に関する懸 念が高まっている。2004年の第三国における知的 財産権のエンフォースメントのための戦略 ⁶³ に続 き, 本委員会は, 知的財産権のエンフォースメン ト活動と、定期的に更新される個別の調査⁶⁴に基 づき定義された優先国家⁶⁵の多くとの連携を強化 する必要性を強調する。優先国家との活動として は, 目的を共にする国々との協力強化, 知的財産 権対話の確立、技術援助資源のエンフォースメン トへの移行、これらの国々で事業を行う EU 企業 の知的財産権問題に関する啓蒙等が含まれる。二 国間レベルでは、議論中のすべての貿易協定には、 知的財産権に関する特定の章が含まれている。規 制収斂により, これらの取組は, 知的財産権の効 果的な保護及びエンフォースメントを実現し、更 に国際的な義務を明確化すべきである。

多国間レベルでは、エンフォースメントに関する新しいイニシアティブが、WTO/TRIPS 理事会、G8(ハイリゲンダム・プロセス)、OECD 及び WIPO 等の異なるフォーラムにおいて出現している。国際的な知的財産権枠組みを強化する最近の提案は、模倣品拡散防止条約(ACTA)である。この米国

と日本の共同イニシアティブは、知的財産権侵害 との戦いに関する国際的な合意を求めている。そ れによると、合意のために、主として税関及び他 のエンフォースメント当局間における国際協力、 専門知識の増強によるエンフォースメント枠組み の強化、法的枠組みという三つの重要分野が挙げ られている。連携した行動が提供しうる可能性を 考慮しつつ、本委員会は、正式な合意の実現のた めに、交渉マンデートに基づき作業を行っている。

本委員会は,

- ・EU 外における知的財産権のエンフォース メント活動に関する知的財産権調査を定 期的に実施する。
- ・二国間貿易協定において,知的財産権の効果的な保護及びエンフォースメントを追求する。
- ・規制に係る対話,特に模倣品及び海賊版に 関するハイ・レベル対話を通じて,第三国 におけるエンフォースメント活動及び連 携を強化する。
- ・多数国間の模倣品拡散防止条約に向けて作 業を行う。

6.4. 開発問題

近年、国際交渉において、開発途上における産業財産権に焦点があてられており、それが社会的、環境的、経済的及び文化的発展のツールとしていかに作用するかが検討されている。2007年にWIPO内に設立された開発及び知的財産に関する常設委員会は、この議論を進展させるための重要な基盤を提示した。別の例としては、WHOの公衆衛生、イノベーション及び知的財産に関するアドホック政府間作業部会(WHO ad hoc Intergovernmental Working Group (IGWG) on Public Health, Innovation

and IP) があり、医薬品へのアクセスを改善し、かつ特に開発途上国において看過された疾病の増加に係る問題に取り組むために、最近、グローバル戦略⁶⁶をまとめあげた。EUは、開発途上国及び後発開発途上国が利益を享受できるように、産業財産権に関するイニシアティブにおいて重要な役割を果たし続ける。

国連気候変動枠組み条約の枠組みにおいては, 知的財産権政策と技術移転のための支援環境との 関係が,2007年のバリ・ロードマップ⁶⁷において 確立された。EU は,気候変動に取り組む際に, 開発途上国の発展を妨げる可能性のある副作用に 関し,議論に従事する準備ができている。

WIPOの知的財産、遺伝資源、伝統的知識及び フォークロアに関する政府間委員会(IGC)にお いて, 欧州共同体は, 2004年に, 特許出願におい て利用した遺伝資源及び関連する伝統的知識の出 所又は原産国について、 開示義務要件を課すこと を提案した68。この要件は、これらの遺伝資源及 び伝統的知識の起源となる原住民のコミュニティ 一が、特許の商業的活用から生ずる利益を共有す るために、アクセス及び利益配分(ABS)に関す るルールの遵守の確認となるとともに、これらに 係る発明の新規性を審査する特許庁を支援するだ ろう。したがって、本委員会は、当該提案の採択 に向けての努力を支援し続けるとともに、いくつ かの加盟国の特許法は特許出願における生物材料 の地理的起源の開示に係る規定を有していること に言及する。

2001 年に WTO で採択されたドーハ宣言 69 及び それに続く TRIPS 協定を改正する諸決定 70 に従い,EU は 2006 年 5 月に公衆衛生問題を抱えた国々へ輸出を行うために,医薬品の製造に関する特許の強制実施権に関する規則を採択した 71 。 TRIPS 協定を改正する 2005 年の議定書の EU による批准は,

この問題に対する関与を示す重要なあらわれである。

本委員会は,開発途上国が産業財産権の潜在能力を実現するのを支援することを目的として, 国際的な議論に積極的に参加する。

7. 結論

欧州のイノベーション可能性及び競争力の最大化を目的として、現行の産業財産権制度の欠点を改善するために、統合された行動が必要である。特許の分野では、共同体特許だけが、欧州において発明者と事業者が直面しているコストや複雑性等の発明の保護に係る障害に対する主要な解決となりうるだろう。さらに、統一されたEU全体にわたる裁判管轄制度は、権利者及び第三者にとって、紛争解決へのアクセス可能性及び法的安定性を本質的に改善するだろう。したがって、これらの目標が緊急の問題として実現されることが最も重要である。

審議中の法案が採択されれば、主な産業財産権のための保護制度が共同体レベルで実現されるだろう。しかしながら、制度の側面については、それらの最適な有効性を確保するために、時間をかけた評価が必要とされるだろう。さらに、重要な補完的行動として、グローバルな知識基盤経済によって提供される機会を十分に活用するために、欧州のすべての部門及び規模の事業者並びに発明者及び研究機関に、強く、行使可能な権利を提供できるよう法的な枠組みを支援する必要がある。

本コミュニケーションは,主として共同体レベルでの行動について列挙している。しかしながら,加盟国及び社会の利害関係者による一層の対話及び行動を励起することも意図されている。ここで,加盟国は,権限の範囲において,戦略策定の役割

を果たす。さらに、発明者、研究機関及び SMEs が情報に基づく選択を行うために、産業財産権の 可能性に関する意識向上を行う必要がある。正式 な産業財産権を利用する場合、一般事業者は全面 的な経営戦略へこれらを組み込むべきである。 したがって、産業財産権が欧州経済に提供しうる真 価を実現する責任は、共有された一つのものである。

注)

- 著作権に関しては、本委員会は、グリーン・ペーパー 「知識経済における著作権」を公表している。
 "Copyright in the Knowledge Economy" COM (2008) 466 final
- 2 "Enhancing the patent system in Europe" COM (2007) 165 final
- 3 "Strategic report on the renewed Lisbon strategy for growth and jobs: launching the new cycle (2008-2010) Keeping up the pace of change" COM (2007) 803 final PART I
- 4 Commission Notice "Guidelines on the application of article 81 of the EC Treaty to technology transfer agreements" OJ C 101, 27.04.2004, p.2
- 5 "Think small first A 'Small Business Act' for Europe" COM(2008) 394 final
- 6 "Commission Recommendation on the management of intellectual property in knowledge transfer activities and Code of Practice for universities and other public research organisations" C(2008) 1329
- 7 "Improving knowledge transfer between research institutions and industry across Europe: embracing open innovation" COM (2007) 182 final
- 8 特許侵害に対する研究免責により、研究者は特許技術を試験目的又は私的若しくは非商業目的で利用することができる。EU 加盟国におけるその適用については、現在幅広い範囲での研究において評価が行われている。See http://www.eutechnologytransfer.eu/deliverables/experimental use exemption.pdf
- 9 "The value of knowledge: European firms and the intellectual property challenge", Economist Intelligence Unit white paper 2007 published by the Economist
- 10 Paris Convention for the Protection of Industrial Property (done in Paris 1883, last revised Stockholm 1967)
- 11 Trade-related aspects of intellectual property rights See http://www.wto.int/english/docs_e/legal_e/27-trips_01_e.htm
- 12 "An innovation-friendly, modern Europe" OM (2006) 589 final
- 13 "Enhancing the patent system in Europe" COM (2007) 165

final

- 14 Consultation and public hearing on future patent policy in Europe in 2006 http://ec.europa.eu/internal_market/ indprop/docs/patent/hearing/ preliminary findings en.pdf
- 15 "Policy options for the improvement of the European patent system"— a study requested by the Science Technology Options Assessment (STOA) group in the European Parliament at http://www.europarl.europa.eu/stoa/publications/studies/stoa16 en.pdf
- 16「特許の藪」とは、特定の製品又は技術に関連して数多くの特許が存在することにより、ホールド・アップや特許侵害訴訟のおそれから、当該分野におけるイノベーションが滞る潜在的な問題のことである。
- 17「パテント・トロール」とは、仮差止命令や第三者からライセンス料を得ることを目的として、企業を脅すために特許権を利用して侵害訴訟を起こすことを主要な事業としている特許権者のことを指す。
- 18 EPO Annual Report 2006 at http://www.epo.org/about-us/office/annual-reports/2006.htm
- 19 "When small is beautiful: measuring the evolution and consequences of the voluminosity of patent applications at the EPO", Eugenio Archontopoulos *et al.* Information Economics and Policy, Vol 19, No. 2 (June 2007)
- 20 世界には1,000万件の未審査の特許が存在する。また, EPOでは、審査手続が継続している出願数は、2006 年には30万4,100件であり、2005年の28万5,400件 から増加している。
- 21 先行技術とは、特許出願の独創性、そして付与される特許権の範囲に関連した所定の日付より前に公開された情報である。
- 22 Eurobrand2007 Study at http://study.eurobrand.cc/ Valueranking2007/
- 23 詳細については、OHIM のウェブサイトを参照のこと。 http://oami.europa.eu/en/userscorner/default.htm
- 24 Council Regulation (EC) No 6/2002 of 21 December 2001 on Community designs OJ L 3, 5.1.2002, p.1
- 25 Directive 98/71/EC of 13 October 1998 on the legal protection of designs OJ L 289, 28.10.1998, p.2
- 26 Council Regulation (EC) No 6/2002 of 21 December 2001 on Community designs OJ L 3, 5.1.2002, p.1
- 27 ワイン (Council Regulation (EC) No. 1493/1999 OJ L 179 14.7.1999, p.1), スピリッツ (Council Regulation (EC) No. 110/2008 OJ L 39, 13.2.2008, p.16) 及び農業物・食料品 (Council Regulation (EC) No. 510/2006 OJ L 93 31.3.2006, p.12) をカバーする三つの規則により保護が可能である。
- 28 Judgment of the Court of First Instance (Grand Chamber) of 17 September 2007, Microsoft v Commission, Case T-201/04
- 29 Commission Notice Guidelines on the applicability of Article 81 to horizontal co-operation agreements, OJ C 3, 6.1.2003, p. 2

- 30 General Guidelines for the Cooperation between CEN, Cenelec and ETSI and the European Commission and the European Free Trade Association, signed on 28 March 2003, OJ C 91, 16.04.2003, p.7
- 31 例えば、いくつかの状況では、強いネットワーク効果が適用される分野における標準の広い受け入れを促進するために、ロイヤリティ・フリーのライセンスが効果的でありうる。
- 32 "Towards an increased contribution from standardisation to innovation in Europe" COM (2008) 133 final
- 33 Commission Recommendation of 6 May 2003 concerning the definition of micro, small and medium-sized enterprises OL L 124 20.5.2003 p.36
- 34 "Implementing the Community Lisbon Programme Modern SME Policy for Growth and Employment" COM (2005) 551 final
- 35 The Agreement dated 17 October 2000 on the application of Article 65 EPC [2001] OJEPO 549
- 36 See http://www.epo.org/patents/law/legislative-initiatives/epc2000.html
- 37 "Enhancing the patent system in Europe" COM (2007) 165 final – see Annex II and references therein for calculations of cost benefits of the London Agreement and Community patent
- 38 http://ec.europa.eu/enterprise/entrepreneurship/sba_en.
- 39 http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/docs/patent/hearing/preliminary findings en.pdf
- 40 小企業は、米国特許法の下では 50%の減免を受ける ことができる。See http://www.uspto.gov/web/offices/ pac/mpep/mpep e8r6 appxl.pdf
- 41 例えば、初めての特許出願人への補助金の交付(例: フランスの OSEO Innovation の第一名誉サービスやド イツの INSTI SME のパテント・アクション)や更な る補助金の許可(例:アイルランドの IPAS サービス)。
- 42 特許からのライセンス収入に関し,所得税の減免を導入している国もある。
- 43 A memorandum on removing barriers for a better use of the IPR system by SMEs: A report for the Directorate-General for Enterprise and Industry June 2007 at http://www.proinno-europe.eu/NWEV/uploaded_documents/R_Expert_group_report_final_23_07_07.pdf
- 44 OJ C 323, 30.12.2006 2006, p.1
- 45 "The possible introduction of an insurance against costs for litigation in patent cases" by CJA Consultants Ltd at http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/docs/patent/studies/pli_report_en.pdf a follow-up study
- 46 Directive 2008/52/EC of the European Parliament and of the Council of 21 May 2008 on certain aspects of mediation in civil and commercial matters, OJ L 136, 25.5.2008, p.3.
- 47 See http://ec.europa.eu/civiljustice/adr/adr ec code

- 48 Benchmarking National and Regional Support Services for SMEs in the Field of Intellectual and Industrial Property at http://www.proinno-europe.eu/admin/uploaded_documents/Benchmarking-Report-SME.pdf
- 49 See http://www.proinno-europe.eu/index.cfm?fuseaction=page.display&topicID=63&parentID=54
- 50 Organisation for Economic Cooperation and Development, The Economic Impact of Counterfeiting and Piracy 4/6/07 DSTI/IND (2007) 9/PART4/REV1
- 51 Directive 2004/48/EC of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights, OJ L 157, 30.4.2004, p.16
- 52 Council Regulation (EC) No 44/2001 or 22 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters, OJ L 12, 16.1.2001, p.1
- 53 国家承認要件がある場合,ある加盟国における判決であって,当該国において執行可能なものは,別の加盟 国で執行可能であることが予め宣言されている場合 にのみ,当該別の加盟国において執行可能である。
- 54 See http://www.wipo.int/tk/en/genetic/proposals/european_community.pdf Council Regulation (EC) No 1383/2003 of 22 July 2003 concerning customs action against goods suspected of infringing certain intellectual property rights and the measures to be taken against goods found to have infringed such rights OJ L 328, 30.10.2004, p.16
- 55 "A customs response to latest trends in Counterfeiting and piracy" COM (2005) 479 final
- 56 See http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/customs/customs_controls/counterfeit_piracy/statistics2007.pdf
- 57 "Creative content online in the single market" COM(2007) 836 final
- 58 Effects of counterfeiting on EU SMEs and a review of

- various public and private IPR enforcement initiatives and resources at http://www.ec.europa.eu/enterprise/enterprise_policy/industry/doc/Counterfeiting_Main%20Report_Final.pdf
- 59 See http://ec.europa.eu/idabc/en/document/5378/5637
- 60 See http://www.wipo.int/treaties/en/ip/singapore/ 61 See http://www.wipo.int/treaties/en/registration/pct/
- 62 See http://www.wipo.int/treaties/en/ip/plt/index.html
- 63 OJ C 129, 26.5.2005, p. 3
- 64 http://ec.europa.eu/trade/issues/sectoral/intell_property/survey2006 en.htm
- 65 "Global Europe: Competing in the World a Contribution to the EU's Growth and Jobs Strategy" COM (2006) 567 final
- 66 http://www.who.int/phi/documents/POAWhitePaper.pdf
- 67 See http://unfccc.int/meetings/cop 13/items/4049.php
- 68 See http://www.wipo.int/tk/en/genetic/proposals/european community.pdf
- 69 See http://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/min01 e/mindecl trips e.htm
- 70 See http://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/implem_ para6_e.htm and http://www.wto.org/english/tratop_e/ trips_e/wtl641_e.htm
- 71 Regulation (EC) No 816/2006 of the European Parliament and of the Council of 17 May 2006 on the compulsory licensing of patents related to the manufacture of pharmaceutical products for export to countries with public health problems, OJ L 157 09.06.2006. p.1
- ※EU の紙版のオフィシャル・ジャーナルに掲載された欧州共同体立法のみが正式版である。

本コミュニケーションは、欧州共同体公式出版局により、 EU の公用語で公表されたものであり、本コミュニケーションの日本語訳に係る一切の責任は、(独)工業所有権 情報・研修館にある。